

いじめ防止対策基本方針

43板橋区立成増ヶ丘小学校

令和6年 3月策定

I 板橋区いじめ防止対策基本方針の理念

基本方針の理念

- I いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの未然防止に取り組む。
- II いじめは、どの子供にも、どの学校（園）でも起こり得るものであるとの認識に立ち、いじめの早期発見に取り組む。
- III いじめは、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、学校・地域住民・家庭その他関係諸機関との連携の下、いじめの早期対応に取り組み、早期解決を図る。

II いじめの定義

いじめ防止対策推進法	問題行動等調査
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。	当該児童生徒が一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの

☆個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。

III 成増ヶ丘小学校の基本方針

< 5 つ の 柱 >

- A 未然防止 B 早期発見 C 早期対応
- D 相談体制 E 教員研修
- F 保護者との連携・啓発
- G 区民・関係機関との連携

いじめ防止対策委員会

< 委員会構成メンバー >

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、スクールカウンセラー、担任
（他教職員は必要に応じて加わる）

< 学校の基本方針策定にあたり相談する組織 >

○コミュニティスクール推進委員会 ○PTA役員会 等

< 板橋区教育委員会の支援組織 >

○板橋区教育委員会いじめ問題対策支援室

○START（学校緊急対応チーム）

○板橋フレンドセンター

Ⅳ 具体的取組

A 未然防止

○ 日常より「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけをする。

● 協働学習の導入による学級づくり

- ① 児童が学級づくりに参加し、「いじめ」が起こらない学級をつくっていかうとする意識づくりと、学級の問題は自分たちで解決していくという意識を高める。
- ② 「学級活動」の時間を大事にし、児童同士による話し合いや実践の場を通して、集団を改善する手続きや一人一人の友達をよく知り、良いところを認め合い、よりよい人間関係を構築しようとする気持ちと態度を育てる。
- ③ 「協働学習」を授業改善の視点として取り入れ、人的関係の中で個人の責任や社会的スキル等を身に付けながら、相互協力関係・信頼関係を授業の中から築いていけるようにする。
- ④ 保護者にも自主的な学級づくりの推進がいじめを防止することについて理解を得る。

● 人権教育

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚を各教科、道徳、総合的な時間、特別活動等の特質に応じ、教育活動全体を通じて育成する。また、いじめ等他の人を傷つけるような問題が起きた時には他の人の人権を尊重する観点から看過することなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。

● 体験活動

授業では「体験活動」を実施することにより、様々な体験を通じて、児童の社会性や豊かな人間性を育む。また、緑のカーテンを中心にした様々な自然体験や高齢者や障害者と交流する社会体験等を学校教育活動に適切に位置付け、道徳や特別活動、総合的な学習の時間、各教科と関連させて効果的な取組を進める。

● 情報モラル教育

保護者参加の児童の携帯電話やスマートフォン・パソコン等の利用に関する学習の場を設定し、いじめ等を未然に防ぐ情報モラル教育を行う。また、保護者に対して、携帯電話等を持たせる保護者の責任について啓発を図る。

● スクールカウンセラーの活用

児童や保護者の抱える悩みを受け止め相談できる場として、スクールカウンセラーの利用を推進する。（日常より児童との相談・観察の推進、保護者へはスクールカウンセラーと相談できる時間の確保など、学校便りや相談室便り等で周知する。）

● 保幼小中連携「学びのエリア」

保・幼・中と連携を取り、情報を共有することで、いじめの原因ともなり得る小1プロブレム、中1ギャップなどの課題解消に努める。

● 「保護者の責務」の徹底

保護者会等において、保護者の責務があるごとを啓発し、連携して取り組んでいけるようにする。

B 早期発見

○ 日常の綿密な児童観察及び定期的なアンケート調査を行う。

○ 教職員間の定期的な情報交換の場である「生活指導連絡会」を設定する。

○ 相談箱等を設置する。

○ 保護者及び地域からの声の収集を行う。

● いじめの実態把握調査（ふれあい月間）

ふれあい月間に合わせて、6月、11月、2月にアンケート方式による調査を実施する。

● 教職員の定期的な情報交換

週2回実施の夕会で、いじめの情報があれば全員で情報の共有化を図る。

● 相談窓口

児童・保護者には、担任・関係の教師、保健室・校長室と、様々な窓口があることを周知する。相談箱を校長室（職員室前）に設置する。

地域からの情報収集も大切に、電話・対話等で情報を収集できるようにする。特にスクールガード、見守り隊から話を聞けるよう話しやすい雰囲気をつくる。

● 「いじめ見逃しゼロ」

いじめは、どの児童にもどの学校でも起こりうることの認識に立ち、「いじめ見逃しゼロ」を教職員が徹底する。

● 「ネットパトロール」の情報の利用

いじめとなりうる情報の書き込み等がインターネット上に発見された場合は、教育委員会と連携をとり、適切な対応を行う。

C 早期対応

○ 重大事態であるかの判断をする。
○ いじめ対策委員会で方針を話し合う。
○ 早期に事実確認をする。
○ 児童との対話を行う。（被害者、加害者、周りの児童など）
○ 学級の立て直しの方策を検討する。

● いじめ防止対策委員会で「重大事態かどうか」「対応の方針（事実確認、対応、改善）」の方針を決定し、全教職員が協力して対応する。

① 重大事態であるかの判断をする。（重大事態の場合は教育委員会に速やかに報告し、指示を仰ぎながら対応する）

② 幅広く、事実確認をする。

③ いじめが発生した学級の児童全員から話を聞く。（状況・不満・不安・今後・意見等。相談時間づくりとして、専科等による補教体制）

④ 被害児童への対応及び支援

・ 関係児童全員から速やかな事実確認

「いつから、何を（どのようなことを）、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録、関係教職員を含めた事実確認を行う。

・ 「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思の伝達

「いじめられる側は悪くない」という共通認識、学級において担任が被害者側の味方であることの明言、スクールカウンセラーとの連携による安心できる場の確保を行う。

・ 被害・加害両方の児童の保護者への速やかな連絡と話をする場の設定

事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への報告、状況に応じて保護者（同士を含む）との話し合いの場の設定をする。

・ スクールカウンセラーが被害の児童にカウンセリングを行う。

・ 複数教員で対応する。（直接授業に入る、給食の準備、清掃時、休憩時等）

また、声をかけ話ができる、聞いてあげる雰囲気をつくる。

⑤ 加害児童への対応及び措置

・ 速やかな事実確認と保護者への連絡

加害児童がしてはならないことの明確化、校長を含めた複数の教員での対応、親子での話をする場を設定する。

・ いじめが止まない場合の取り出し指導の場と学校体制の確立

加害児童を被害児童から遠ざける体制の確立、保護者の了解を得て、取り出し（別室）指導の場の確保と取り出した際の指導体制の確立をする。

・ 謝罪の場の設定とその後の様子の観察

被害者児童が納得する話となるような謝罪の場の設定、事前の加害児童の保護者へ

の謝罪内容等の確認、謝罪後の様子の観察と定期的なスクールカウンセラーとの面談を実施する。

- ⑥学級の立て直しとして、ルールの再編と徹底、温かい言葉掛け、楽しい時間作りを行う。また、校長をはじめ学校のすべての教職員（含むスクールカウンセラー）といつでも相談して良いことを伝える。

（専科の時間の応援、また、専科教員の学級への応援）

D 相談体制

○ いじめ防止対策委員会の設置と活用。
○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用。
○ 学級でのチェックリストの活用。

- 管理職への確実な報告体制及びスクールカウンセラーとの情報共有の場の設定
少しでも気になる児童の様子はすぐに報告する学校体制とシステムの構築、スクールカウンセラーとの情報共有の場と時間の設定をする。
- 個々のケースについての情報共有及び教職員一人一人の関わり方の確認
聞き取った事実の共通理解、ケース毎の具体的手だて及び教職員の対応についての協議、関係児童への声かけをする。
- 取り上げるレベルの明確化とチェックリストの作成
日々の児童観察に使用するチェックリストの項目の設定、危機レベルの設定と学校全体の動きが分かる資料を作成・活用する。

E 教職員研修

○ いじめ防止の研修計画を立てる。
○ 東京都、板橋区の研修会に参加し、情報を共有する。
○ 研修会の情報を共有化する。

- いじめを生み出さない学級の雰囲気作りについての研修
- いじめを見逃さないための児童の観察の視点を明確にするための研修
- 被害・加害児童の保護者への連絡内容及び実際の伝え方の研修
- 東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会への参加と情報提供

＜特別な取組＞

全教職員：年1回以上、いじめに関する研修（外部講師の招聘を含む）を受講する。

F 保護者との連携・啓発

- 学校いじめ防止基本方針を学校便り及びホームページ等で公表し、保護者の理解・協力を得よう努める。
- P T Aとともに、いじめ根絶に向けての対策を推進する。

G 区民・関係機関との連携

- 学校いじめ防止基本方針を学校便り及びホームページ等で公表し、地域住民の理解・協力を得よう努める。
- 家庭や地域と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。
- P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

＜参照＞いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」 東京都教育委員会
「人権教育プログラム」 東京都教育委員会
「人権教育指導資料」 板橋区教育委員会

◎ 重大事態への対応

重大事態とは (法第28条第1項)

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
{生命、心身又は財産に重大な被害}
○ 児童生徒が自殺を企図した場合
○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合
○ 精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
{相当の期間} 不登校を理由として欠席が年間累計13日を超えた時点を目安とする。
ただし、5日間程度連続して欠席した場合は迅速に調査に着手すること。

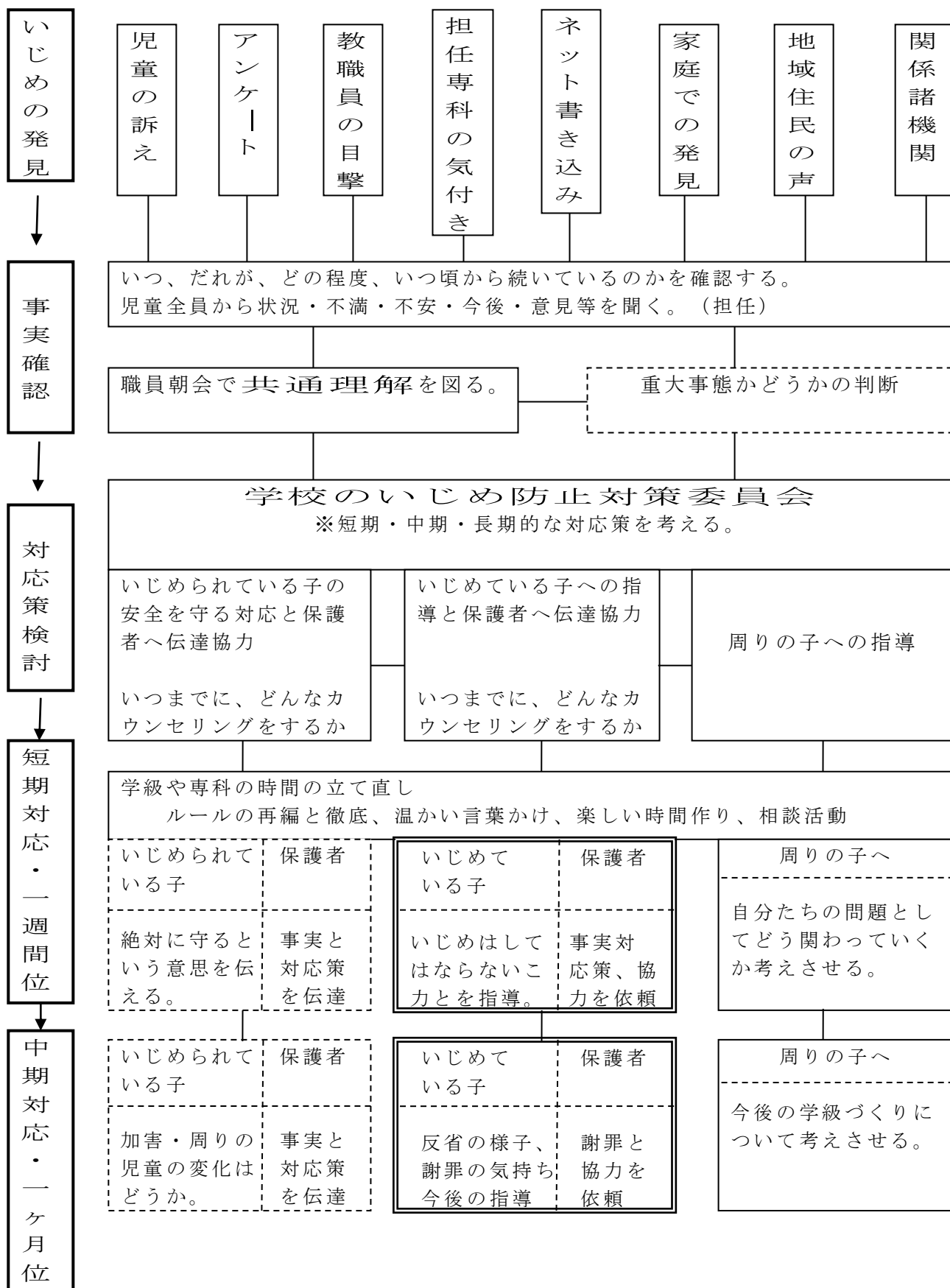
V いじめ未然防止の対応について

- ※学級活動の時間を使って児童の手で学級目標を作り、教室の見えるところに掲示する。
自分たちで学級経営に参画する意識をもたせ、自分たちで作った目標である意識をもたせる。その際に、いじめのない学級をつくるという意識ももたせるようにする。
- ※保護者にも学級目標の意義、学級経営に参画する意識について、理解・啓発を図り、児童が自分たちで解決することについて協力を得る。

VI 取組に関する点検と改善の方策

- 学校評価において、いじめに関する内容や改善策などが挙げられた場合、この基本方針の内容について、教職員で話し合い、適宜改善できるようにしていく。

VII いじめ発見から対応について



<重大事態の場合>

- ・教育委員会へ報告・相談・指導を受け、取り出し（別室）指導をする。

<最重大事態の場合>

- ・教育委員会へ報告・相談、警察に連絡する。

【いじめ防止対策委員会】

- ☆加害者の謝罪についての相談
- ☆保護者説明会等での説明
- 他の説明会の計画

VIII いじめ防止対策年間計画

学期	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
1	○いじめ防止基本方針、対策についての共通理解 ○児童に関する情報交換 ○家庭訪問 ○ふれあい月間アンケート分析 ○いじめ防止対策委員会 ○配慮を要する児童の共通理解 ○授業公開 ・「わかる授業」の実践 ・児童理解の深化 ○いじめ防止に関する授業（道徳）	○1年生を迎える会 ＜人間関係づくり＞ ○丘っ子活動 ＜人間関係づくり＞ ○ふれあい月間アンケート （早期発見・未然防止）	○いじめ防止基本方針、いじめ対策についての説明・啓発 ○家庭訪問 ○保護者会
2	○児童個人面談（5年） ○児童に関する情報交換 ○ふれあい月間アンケート分析 ○いじめ防止基本方針、いじめ対策についての検証、見直し ○授業公開 ・「わかる授業」の実践 ・児童理解の深化 ○いじめ防止対策委員会 ○いじめ防止に関する授業（道徳）	○運動会 ＜学年集団づくり＞ ○児童個人面談 ＜早期発見＞ ○丘っ子活動 ○丘っ子給食 ＜人間関係づくり＞ ○ふれあい月間アンケート （早期発見・未然防止） ○成丘まつり ＜縦割り集団づくり＞	○保護者会 ○いじめ対策についての啓発（学校便りなど）
3	○児童に関する情報交換 ○配慮を要する児童についての共通理解 ○ふれあい月間アンケート ○いじめ防止基本方針、いじめ対策についての検証、見直し ○授業公開 ・「わかる授業」の実践 ・児童理解の深化 ○いじめ防止に関する授業（土曜授業プラン）（道徳） ○いじめ防止対策委員会	○丘っ子活動 ＜人間関係づくり＞ ○ふれあい月間アンケート （早期発見・未然防止） ○丘っ子活動 ○丘っ子給食 ＜人間関係づくり＞ ○6年生を送る会 ＜学年集団づくり＞	○保護者会 ○いじめ対策についての啓発（学校便りなど） ○道徳授業地区公開講座（土曜授業プラン公開）